

定員1人以上の通所介護事業所における看護職員配置の取扱いについて

通所介護事業所の看護職員に係る人員基準については、これまで『看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする』とされていたが、本年4月の改正により、

『また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

なお「密接、かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである』が追加された。

また平成27年度報酬改定Q&A（介護保険最新情報vol. 454 問50）では、

病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員は、営業日ごとに事業所内で利用者の健康状態の確認を行う必要があるが、その場合どの程度の従事時間が必要か。また、事業所に駆けつけることができる体制とは、距離的にどの程度離れた範囲までを想定しているのか。

（答）

健康状態の確認を行うために要する時間は、事業所の規模に応じて異なるため、一概に示すことはできないが、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。

また、事業所に駆けつけることができる体制に係る距離的概念については、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできないが、利用者の容態急変に対応できるよう契約先の病院、診療所又は訪問看護ステーションから適切に指示を受けられることができる連絡体制を確保することでも密接かつ適切な連携を図っていることになる。

とされた。

については、群馬県として平成15年7月からの取扱いで、『従事時間数は、サービス提供時間の1/2以上を確保するもの』としていたところを、今回の改正を踏まえ下記のとおり取扱うものとする。

ただし、下記は指導事項であり、当該要件に合わないことのみをもって、人員基準欠如減算の判断を行うものではない。

記

1. 配置時間と体制の確保

(1) 配置時間

事業所職員又は連携職員を、全ての提供日において2時間以上かつ事業所として必要な時間配置すること。

なお、上記に関わらず、サービスの提供に際し、経管栄養やじょく瘡の消毒等、主

治医の指示を受けて、医療行為（診療補助行為）が必要となる利用者がある場合については、当該利用者へのサービス提供に支障がないよう、必要となる従事時間数を確保すること。

（２）体制の確保

配置時間外の場合においては、緊急時等に当該事業所へ駆けつけることができる体制を確保するよう努めるものとするが、困難な場合には、不在の時間帯について、適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。

2. 事業所の看護職員について

- ・併施設設及び事業所との兼務は可能（ただし、通所介護事業所に勤務している時間は併施設設等に勤務している時間に含めない）。
- ・当該看護職員が機能訓練指導員を兼務する場合、この時間は機能訓練指導員としての勤務時間に含めないものとする。

3. 人員基準欠如による減算となる場合

- ・単位ごと・営業日ごとに、提供時間帯を通じて看護職員が全く配置されていない場合。
- ・看護職員が配置されているものの、サービス提供に当たって、必要となる従事時間数が確保されていると認められない場合。

4. 連携の場合の届出（新規申請／変更届）について

- ・運営規程に、連携による配置がある旨と、連携の相手方を記載する。
- ・契約書等の写しを添付する。
- ・勤務形態一覧表に、連携とする日を記載する。
- ・連携で対応する看護職員の名簿を添付する。

5. 記録等の整備について

- ・従事時間、対応した看護職員を明確にする（タイムカード、出勤簿、看護日誌等）。

6. 訪問看護事業所等

連携で派遣している時間は、従事時間に含まない。